

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人
防災科学技術研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(71.5%) 321	(78.3%) 81.2
一般競争入札等	競争入札			(16.3%) 73	(16.8%) 17.4
	企画競争・公募	(1.1%) 5	(0.1%) 0.1	(0.7%) 3	(0.1%) 0.1
随意契約		(98.9%) 444	(99.9%) 103.6	(11.6%) 52	(4.8%) 5.0
合 計		(100%) 449	(100%) 103.7	(100%) 449	(100%) 103.7

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(94.3%)	(27.5%)
				66	4.4
一般競争入札等	競争入札			(5.7%)	(72.5%)
				4	11.7
	企画競争・公募	(7.1%)	(0.7%)	(0%)	(0%)
		5	0.1	0	0
随意契約		(92.9%)	(99.3%)	(0%)	(0%)
		65	16.1	0	0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		70	16.2	70	16.2

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(67.3%)	(87.7%)
				255	76.7
一般競争入札等	競争入札			(18.2%)	(6.5%)
				69	5.7
	企画競争・公募	(0%)	(0%)	(0.8%)	(0.1%)
		0	0	3	0.1
随意契約		(100%)	(100%)	(13.7%)	(5.7%)
		379	87.5	52	5.0
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		379	87.5	379	87.5

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・物件の買い入れについて、「500万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
- ・役務契約について、「200万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
- ・物件の借り入れについて、「200万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- ・財産の売り払いについて、「200万円を超えないもの」から「50万を超えないもの」に変更
- ・物件の貸し付けについて、「200万円を超えないもの」から「30万円を超えないもの」に変更
- ・「現に使用中の物件の部品又は材料を買い入れるとき及びそれらを修理させるとき」の条文を削除
- ・「国、地方公共団体、その他の公法人又は公益法人と契約するとき」を「国、地方公共団体、その他の公法人又は公益法人と直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき」の条文に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・物件の買い入れについて、「500万円を超えるもの」から、「160万円を越えるもの」に変更
- ・役務契約について、「200万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更
- ・物件の借り入れについて、「200万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年1月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年度中を目途に作成予定)

(2) 複数年度契約の拡大

コスト圧縮と業務効率化がはかれる契約として、次の要素を含む契約については、複数年度契約を検討する。

- ・複数年度に渡る期間を前提にしているリース契約及びレンタル契約
- ・監督員の指導により業務等の習熟に相応の期間を要するもので、頻繁な請負業者変更により円滑な業務が困難になるもの
- ・毎年度発生することがほぼ確実であり、かつ年間を通じて履行する業務内容が大きく変動しないと想定されるもの

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入や公告の方法等について検討を行う。

多数の調達案件が一般競争入札等による契約へ移行することに伴い、業務量が増加することから、これらに対応するための契約事務体制の整備についての検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載